

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子どもの環境を守る会 Jワールド（以下「この法人」という）における、常勤職員・非常勤職員の給与について定めるものである。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

常勤職員については固定給、非常勤職員については時間給で支給する。

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ① 通勤手当
- ② 超過勤務手当、休日勤務手当

(給与改定)

第3条 給与改定の時期は 4月1日とする。給与改定の実施については、法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

- 2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当を支給される職員は、職員の住居から、勤務する場所までの距離が片道2Km以上であること。

- 2 通勤の交通手段は、電車、バス、自家用車のいずれかとする。

- 3 自家用車での通勤は、特に法人が認めた職員で、法人の発行する「自家用自動車通勤承認書」のある職員に限る。また自家用車での通勤者は、次の種類の自動車保険に加入しなければならない。

(1) 自動車損害賠償責任保険

(2) 自動車保険 ・対人賠償保険 無制限 ・対物賠償保険 1000万円

- 4 社員の住居から最寄りの駅までの距離が、片道2km以上の場合でバスを使用するときは電車、バスの併用を認める。

- 5 通勤手当の額は、交通機関の運賃、時間、距離等に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法による運賃の額によって次表のように定める。常勤職員については6ヶ月分の通勤定期乗車券実費を、次表月額限度額の6倍の範囲内で大砲期間の初日までに支払う。

<通勤手当算出基準表>

種 類	通勤手当の月額	
交通機関	支給限度額	15,000円
	自動車・自転車	
その他交通用具	片道2キロメートル未満 車で通勤の場合	1,500円
	片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,200円
	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
	片道10キロメートル以上25キロメートル未満	6,500円
	片道25キロメートル以上	12,000円

(超過勤務・休日手当)

第5条 超過勤務・休日勤務手当は、雇用契約書に定めた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。

2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

(1) 時間外勤務（法定労働時間内の場合）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.00

(2) 時間外勤務（法定労働時間超の場合）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.25

(3) 時間外勤務（午後 10 時より翌朝 5 時まで）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.50

(4) 休日勤務

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.25

(5) 上記(4)において、午後 10 時より翌朝午前 5 時に勤務した場合は、それぞれに 0.25 を加算する。

3 法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(給与の支給日)

第6条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、当該月の月末（その日が法人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ）に支給する。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支払い方法)

第7条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは支払の時控除する。

① 源泉所得税

② 健康保険と厚生年金の保険料、雇用保険料などの社会保険料（加入者のみ）

③ 特別徴収の住民税（該当する者のみ）

(雑 則)

第 8 条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

別表

(基本給)

この法人の職員に適用する基本給

区分	基本給
常勤職員	月給 140,000 円 ～ 300,000 円
非常勤職員	時給 925 円 ～ 2,500 円

基本給は、職種及び職務の責任度に、年齢、資格、経験、技能、勤務成績を考慮して各人ごとに定める。

(賞与の支給)

第 9 条 職員に対する賞与は原則として支給しない。ただし、法人の業績、職員の勤務成績等を勘案して賞与を支給する場合がある。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。(令和 2 年 10 月 19 日理事会議決)